

第二條 補給金ハ毎年左ニ掲タル當該年產ノ米穀ニ付
米穀生産者ニ之ヲ交付ス

一 自作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ
二 小作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ
及小作料トシテ納付シタルモノ

第三條 補給金ノ額ハ玄米又ハ精米ニ付テハ一石當十
五圓五十錢トシテ付テハ十貫當二圓八十錢トス

第四條 米穀生産者補給金ノ交付ヲ受ケントスルトキ
ハ第二條ニ掲タル米穀ニ付食糧管理事務取扱員ノ確
認ヲ受クベシ

第五條 食糧管理事務取扱員前條ノ確認ヲ爲シタルト
キハ確認證明書ヲ作成シ之ニ當該米穀生産者ヲシテ
認證ヲ爲サシメ當該米穀生産者ガ販賣組合ノ組員員
タル場合ニ於テハ其ノ所屬スル販賣組合ニ、組員員
ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ補給金ノ交付ヲ受クルコ
トヲ得ベキ米穀ヲ寄託シタル農業倉庫業者又ハ其ノ
所屬スル農事實行組合ノ加入スル販賣組合ニ提出ス
ベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
米穀生産獎勵金交付規則ハ之ヲ廢止ス但シ昭和十七年
産米ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

臺灣住宅營團令中改正の件公布

臺灣住宅營團令中改正の件は、昭和十八年八月十三
日付官報を以て左の如く公布せられた。

臺灣住宅營團令中改正ノ件

(昭和十八年七月二十一日)
(律令第十六號)

第六條 販賣組合又ハ農業倉庫業者ハ前條ノ規定ニ依
リ食糧管理事務取扱員ヨリ確認證明書ノ提出アリタ
ルトキハ補給金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ノ
數量ニ付補給金交付請求書ヲ作成シ之ニ食糧管理事
務取扱員ノ證明ヲ受ケ當該都道府縣ヲ區域トスル販
賣組合聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第七條 販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ販賣組合

又ハ農業倉庫業者ニ送付シタル補給金交付請求書ニ
依リ當該都道府縣ニ於ケル補給金ノ交付ヲ受クルコ
トヲ得ベキ米穀ノ數量ニ付補給金交付請求書ヲ作成

シ之ニ食糧検査所長ノ證明ヲ受ケ全國購買販賣組合

聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第八條 全國購買販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ
販賣組合聯合會ノ送付シタル補給金交付請求書ニ依
リ補給金ノ交付ヲ農林大臣ニ申請スベシ

第九條 補給金ノ交付ヲ受ケタル者補給金交付ノ申請
ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ農林大臣ハ交付シ
タル補給金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアル
ベシ

及都市別生計費指數を官報所載のものより再掲すれば
左の如くである。

全國生計費指數

本表は月收百圓以下六十圓以上の労働者、給料生活
者の生活には昭和十二年七月を一〇〇として比較した
る生計費指數なり。

勞 動 者

一月 二月 三月 四月 五月 六月

生計費指數 二五七 二九六 二〇三 二四〇 二五〇 二六三

内 講 餌 飲食料費 二五九 二四〇 二三二 二七一 二七三 二七〇

住居費 二七四 二八〇 二九〇 二九四 二九一 二九〇 二九六

光熱費 二五〇 二五二 二五八 二五四 二五〇 二五七 二五七

被服費 二九二 二九六 二九六 二四五 二六八 二七八 二八六

其ノ他ノ諸費 二五〇 二五五 二五七 二四五 二五〇 二五四 二五四

給料生活者

一月 二月 三月 四月 五月 六月

生計費指數 二五三 二五七 二五七 二九八 二六七 二六三

内 講 餌 飲食料費 二六三 二五〇 二六四 二七三 二七五 二七五

住居費 二三二 二四〇 二四八 二五三 二五八 二五二

光熱費 二四六 二六七 二七一 二八一 二八一 二八一

被服費 二八七 二九〇 二三九 二五九 二五九 二五九

其ノ他ノ諸費 二八一 二七三 二八一 二八六 二九二 二三八

本邦最近の生計費指數

附 則

統計局調査に係る昭和十八年一月より六月迄の全國

本表は月收百圓以下六十圓以上の労働者、給料生活

者の生活に付昭和十二年七月を100として比較した
る生計費指數なり。

(1) 労働者

	一月	二月	三月	四月	五月	六月
札幌市	一五・九	一五・一	一五・七	一五・六	一五・六	一五・三
仙臺市	一五・三	一五・九	一五・八	一五・三	一五・四	一五・三
山形市	一五・四	一五・一	一五・〇	一五・四	一五・六	一五・七
郡山市	一五・六	一五・一	一五・〇	一五・四	一五・六	一五・八
前橋市	一五・〇	一五・六	一五・一	一五・四	一五・六	一五・九
東京市	一五・四	一五・一	一五・一	一五・〇	一五・三	一五・二
名古屋市	一五・九	一五・〇	一五・五	一五・五	一五・六	一五・一
大阪市	一五・三	一五・一	一五・二	一五・三	一五・六	一五・一
廣島市	一五・七	一五・一	一五・一	一五・一	一五・八	一五・四
横濱市	一五・七	一五・七	一五・〇	一五・一	一五・一	一五・一
新潟市	一五・一	一五・一	一五・七	一五・一	一五・三	一五・三
金澤市	一五・〇	一五・一	一五・五	一五・三	一五・五	一五・五
松本市	一五・六	一五・九	一五・三	一五・一	一五・〇	一五・〇
浜松市	一六・五	一六・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
名古屋市	一五・八	一五・八	一五・〇	一五・七	一五・九	一五・三
京都	一五・三	一五・七	一五・二	一五・一	一五・八	一五・五
大阪市	一五・二	一五・〇	一五・一	一五・一	一五・八	一五・一
神戸市	一五・六	一五・七	一五・一	一五・〇	一五・三	一五・七
鳥取市	一六・〇	一六・三	一五・六	一五・〇	一五・六	一五・一
岡山市	一五・七	一五・四	一五・九	一五・八	一五・五	一五・三
廣島市	一五・四	一五・二	一五・六	一五・三	一五・四	一五・一
徳島市	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
長崎市	一五・六	一五・九	一五・六	一五・七	一五・六	一五・八
八幡市	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
新潟市	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
金澤市	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
松本市	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
浜松市	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
名古屋市	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
京都	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
大阪市	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
神戸市	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
鳥取市	一六・〇	一六・三	一五・六	一五・〇	一五・六	一五・一
岡山市	一五・七	一五・四	一五・九	一五・三	一五・八	一五・一
廣島市	一五・四	一五・二	一五・六	一五・三	一五・四	一五・一
徳島市	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
長崎市	一五・六	一五・九	一五・六	一五・九	一五・六	一五・一
熊本市	一五・六	一五・一	一五・六	一五・〇	一五・一	一五・〇
延岡市	一五・四	一五・九	一五・八	一五・六	一五・三	一五・一

(2) 給料生活者

ビルマの獨立

諸民族をして眞にその所を得しむることを目的とする大東亜共榮閣建設の方圖に隨ひビルマをして英帝國の驅絆より解放し之に獨立國としての待遇を附與せん

とする方針は夙に帝國政府の正式聲明せる所であつたが、昭和十八年八月一日ビルマ國は獨立宣言並に對米英宣戰布告を以つて名實共にその宿志を實現するに到了つた。

右獨立に關する帝國政府聲明及び東條首相談を掲ぐれば左の如くである。

帝國政府聲明

本日ビルマは獨立を宣言して米英に對し宣戰するに至り、帝國は直にビルマ國を承認し、同國との間に同盟條約を締結した。

懷へば永きに亘り、ビルマは獨立の熱望を有し乍ら、英國の壓制の下に、塗炭の苦しみを續けて來たのである。然るに大東亜戰爭勃發するや、御稟威の下皇軍將兵の善謀勇戰に依り、忽ちにして米英軍はビルマより一掃せられ、ビルマ内外の情勢は全く一變するに至つた。ビルマ更生の回天の業は急速に進展し、ビルマ多年の宿望は大東亜戰爭開始以來僅かに一年有半にして達成せらるゝに至つたのである。茲にビルマ獨立の歴史的記念の日を迎へ聖恩の廣大無邊なるに感激すると共に、ビルマ國の爲めに御同慶に堪へない次第である。本日の此の日出度き日を迎へ得る迄の間、ビル

百有餘年茲に其の宿望を達成し獨立の榮を擔び今や蹶然起つて帝國と共に米英撃滅の共同戰線に立つ之萬邦をして各々其の所を得しめ兆民をして悉く其堵に安んぜしむる肇國の大精神に基づき東亞積年の禍根を芟除して新秩序の建設を期せんとする、帝國の同慶措く能はざる所なり今や滿洲國は其の國力を擧げて帝國の戰爭遂行に協力し中華民國並にタイ國は既に帝國と完全なる協力の下に共同の戰争完遂に邁進しあるの秋、茲に亦ビルマ國の獨立蹶起聖戰參加を見るに至り大東亜の結束愈々固きを加へたり帝國は是等各國との提携を愈々緊密にして歐洲に於ける盟邦と相呼應して共同の宿敵米英を擊破し以て道義新秩序の建設に邁進せんことを期す茲に帝國政府の所信を中外に闡明す

東條首相談